

○監査を担当する主たる担当部局の名称

機関名	担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
内閣法制局	長官総務室
行政改革推進本部	行政改革推進本部事務局調整担当
国家公務員制度改革推進本部	国家公務員制度改革推進本部事務局総括班
人事院	事務総局総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課情報公関係
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	事務総局官房総務課
国家公安委員会	国家公安委員会会務官
警察庁	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
金融庁	総務企画局政策課
消費者庁	消費者情報課
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係
消防庁	総務課
法務省	大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	総務部総務課審理室
検察庁	最高検察庁監察室
外務省	大臣官房総務課
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課文書情報管理室
文化庁	長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
農林水産省	大臣官房情報評価課[大臣官房評価改善課]
林野庁	林政課(主担当:農林水産省大臣官房情報評価課)
水産庁	漁政課(主担当:農林水産省大臣官房情報評価課)
経済産業省	大臣官房秘書課監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
資源エネルギー庁	大臣官房秘書課監察室(長官官房総合政策課員が併任)
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	大臣官房秘書課監察室(長官官房参事官室員が併任)
国土交通省	総合政策局情報安全・調査課情報危機管理室
運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局総務課広報室
観光庁	総務課
気象庁	総務部総務課
海上保安庁	監察官事務室
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	保有個人情報管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定する 監査責任者が所属する機関(部隊)における部課室
会計検査院	事務総長官房法規課個人情報保護係及び事務総長官房上席情報処理調査官

○監査を実施していない理由

機関名	理由
気象庁	3月末に実施予定であったが、東日本大震災等の影響による業務繁忙のため見送った。平成23年度は12月に実施予定

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
警察庁	運転者管理ファイル	電算処理	更生保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
法務省	被收容者身分帳簿 (7ファイル14回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (227ファイル2,101回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	遺失物法第12条	警察署	無		○
	被收容者身分帳簿 (5ファイル5回)	マニュアル 処理	介護保険法第203条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (10ファイル58回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (2ファイル9回)	マニュアル 処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7	保健所	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	国の債権の管理等に関する法律第11条	総務省人事・恩給局	無		○
	被收容者身分帳簿 (12ファイル104回)	マニュアル 処理	公営住宅法第34条	都道府県、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	公職選挙法第21条第4項	都道府県選挙管理委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	厚生年金保険法第100条の2	厚生労働省	無		○
	被收容者身分帳簿 (17ファイル384回)	マニュアル 処理	更生保護法第28条、第30条	保護観察所、地方更生保護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (7ファイル9回)	マニュアル 処理	高齢者の医療の確保に関する法律第138条	後期高齢者医療広域連合、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (15ファイル25回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局、税務署、県税事務所	無		○
	被收容者身分帳簿 (11ファイル20回)	マニュアル 処理	国税徴収法第146条の2	国税局、税務署、都道府県、警察署	無		○
	被收容者身分帳簿 (82ファイル1795回)	マニュアル 処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (7ファイル429回)	マニュアル 処理	国民年金法第108条	社会保険事務所、年金事務所	無		○
	被收容者身分帳簿 (3ファイル3回)	マニュアル 処理	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第29条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (5ファイル23回)	マニュアル 処理	児童手当法第28条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (21ファイル82回)	マニュアル 処理	児童扶養手当法第30条	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	被收容者身分帳簿 (7ファイル14回)	マニュアル 処理	児童福祉法第56条第8項	児童相談所、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (3ファイル9回)	マニュアル 処理	住民基本台帳法第34条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (55ファイル946回)	マニュアル 処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項、第59条の2、第61条の8、第62条第2項	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿 (4ファイル4回)	マニュアル 処理	所得税法第235条第2項	税務署	無		○
	被收容者身分帳簿 (58ファイル502回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	被收容者身分帳簿 (19ファイル907回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村、保健所	無		○
	被收容者身分帳簿 (63ファイル895回)	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	都道府県、市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (3ファイル1回)	マニュアル 処理	地方税法第155号	都道府県	無		○
	被收容者身分帳簿 (4ファイル5回)	マニュアル 処理	地方税法第707条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	賃金の支払いの確保等に関する法律第12条の2第1項	労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿 (10ファイル71回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
被收容者身分帳簿 (7ファイル35回)	マニュアル 処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○	
被收容者身分帳簿 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県	無		○	
被收容者身分帳簿 (65ファイル458回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿 (5ファイル22回)	マニュアル 処理	弁護士法第70条の7	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	法人税法第156条の2	国税局	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	民事訴訟法151条第1項第6号	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (15ファイル33回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (4ファイル10回)	マニュアル 処理	労働者災害補償保険法第49条の3	労働局	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条1項	労働局	無		○
	個別的処遇計画表 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	在院者人名簿 (1ファイル4回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (80ファイル668回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (5ファイル13回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	少年簿 (6ファイル62回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	少年簿 (2ファイル107回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	処遇調査原簿 (4ファイル59回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録 (9ファイル126回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	診療録 (10ファイル462回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	診療録 (12ファイル473回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録 (7ファイル51回)	マニュアル 処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項、第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	診療録 (1ファイル30回)	マニュアル 処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11第1項	保健所	無		○
	診療録 (1ファイル4回)	マニュアル 処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7	保健所	無		○
	診療録 (1ファイル5回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	診療録 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	診療録 (6ファイル220回)	マニュアル 処理	医療法第1条の4第3項	医療機関	無		○
	診療録 (29ファイル217回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	介護保険法第27条第3項	市町村	無		○
	特別領置物品書留簿 (1ファイル42回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第43条の2	労働局、労働基準監督署	無		○
	被收容者人名簿 (11ファイル11回)	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	都道府県、市町村	無		○
被收容者人名簿 (1ファイル17回)	マニュアル 処理	地方税法第707条	市町村	無		○	
被收容者人名簿 (4ファイル11回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	弁護士法第67条第3項	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	国税徴収法第146条の2	国税局	無		○
	被收容者人名簿 (3ファイル4回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	相続税法第60条の2	税務署	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	児童手当法第28条	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (6ファイル3回)	マニュアル 処理	児童扶養手当法第30条	社会福祉事務所、市町村	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第151条第1項第6号	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (3ファイル5回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	警察署	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	被收容者人名簿 (9ファイル18回)	マニュアル 処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル4回)	マニュアル 処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	被收容者人名簿 (6ファイル4回)	マニュアル 処理	住民基本台帳法第34条第2項	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	労働者災害補償保険法第49条の3	労働局	無		○
	領置金基帳 (74ファイル547回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置金基帳 (8ファイル24回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	警察署	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置金基帳 (3ファイル97回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置金基帳 (2ファイル7回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置品基帳 (1ファイル3回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	領置品基帳 (2ファイル6回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	領置品基帳 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	国税徴収法第146条の2	国税局	無		○
	領置品基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
	領置品基帳 (2ファイル5回)	マニュアル 処理	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○
	特別領置物品書留簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	特別領置物品書留簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項	入国管理局	無		○
	期間満了簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	市町村	無		○
	日本人出帰国記録マスタ ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条			裁判所	無		○	
少年院法第13条第2項			少年院	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	更正保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
			更正保護法第28条	地方更生保護委員会	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県知事	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	日本年金機構	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第3条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更正保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
			更正保護法第28条	地方更生保護委員会	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県知事	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	日本年金機構	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人登録記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録記録マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
	外国人登録記録マスタファイル	電算処理	更正保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
			更正保護法第28条	地方更生保護委員会	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県知事	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	日本年金機構	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
上陸審査における個人情報提供マスタファイル (1ファイル824回)			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、同法第9条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
外務省	在留届ファイル	電算処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	在留届ファイル	電算処理	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第9条第1項	国家公安委員会	無		○
	在留届ファイル(2回)	電算処理	相続税法第60条の2	税務当局	無		○
	在留届ファイル	電算処理	国税犯則取締法第1条第3項	税務当局	無		○
	在留届ファイル	電算処理	関税法第119条の2	税務当局	無		○
	在留届ファイル(2回)	電算処理	地方税法第20条の11	市町村	無		○
	在留届ファイル(2回)	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2	税務当局	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	消費税法第63条	税務当局	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第2項	厚生労働省	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	生活保護法第29条	福祉事務所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
外務省	旅券管理マスタファイル	電算処理	所得税法第235条第2項	税務当局	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	国税犯則取締法第1条第3項	税務当局	無		○
国税庁	個人課税台帳(524ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	青色決算書・収支内訳書(524ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(一般)(363ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)(63ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書(524ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	源泉徴収義務者ファイル(374ファイル)	電算処理	国家公務員法第100条第4項	人事院	有		○
	酒類販売管理研修受講者名簿(1ファイル)	電算処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	個人課税台帳(92ファイル)	マニュアル処理	恩給法第58条の4及び旧国会議員互助年金法第15条の2	総務省人事・恩給局	無		○
厚生労働省	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第15号	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ロ	全国健康保険協会	有		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第15号	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第2号	企業年金連合会	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第15号	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
厚生労働省	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ホ	独立行政法人農業者年金基金	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第3号	国民年金基金連合会	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	市町村	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第2号	企業年金連合会	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第6号	沖縄振興開発金融公庫	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第1号	株式会社日本政策金融公庫	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	農林漁業団体職員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	雇用情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ホ	農林漁業団体職員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、国民健康保険中央会	有		○
	後期高齢者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、国民健康保険中央会	有		○
	国民健康保険情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、国民健康保険中央会	有		○
	住民税対象者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方税電子化協議会、市町村、地方公務員共済組合連合会	有		○
	外国送金情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行、税務署	有		○
	外国人脱退一時金情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行	有		○
	共済組合員情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第17号	各都道府県社会保険労務士会	有		○
共済受給権者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚生労働省令第165号）第9条第17号	各都道府県社会保険労務士会	有		○	
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	国税徴収法第146条の2	税務署	無		○
	産業財産権登録ファイル	電算処理	地方税法第20条の11	市町村	無		○
国土交通省	一級建築士マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	生活保護法第29条	福祉事務所	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条第1項第4号、運輸安全委員会設置法第28条の3、年金記録確認第三者委員会令第7条	海難審判所、運輸安全委員会、年金記録確認第三者委員会	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条第1項第4号、運輸安全委員会設置法第28条の3、所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	海難審判所、運輸安全委員会、税務署	無		○
	航空身体検査ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国土交通省	航空従事者ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無	○	
防衛省	駐留軍用地特措法関係土地所有者等一覧	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○
	借料計算システム	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)		
							全部	一部	
宮内庁	通行証交付ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	○		
	平成22年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○		
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○		
	平成22年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○		
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○		
	平成22年園遊会(春)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○		
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○		
	平成22年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○		
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○		
	消費者庁	景品・表示調査員名簿(6回)	マニュアル処理	1号	本人の同意があるため。	民間団体	無		○
	法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	1号	本人の同意書があるため。	National Conference of Bar Examiners(全米弁護士試験委員会)	無	○	
		司法試験ファイル	電算処理	4号	司法修習の採用選考及び司法修習に関する事務のため。	最高裁判所	無		○
被收容者個人データファイル(1ファイル12回)		電算処理	3号	犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無		○	
被收容者身分帳簿(4ファイル188回)		マニュアル処理	4号	個人の病歴照会のため、国民健康保険等事務処理のため。	医療機関	無		○	
被收容者身分帳簿(59ファイル1234回)		マニュアル処理	3号	自動車損害賠償保障の事務処理のため、国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通省自動車交通局、運輸局、自動車整備局	無		○	
被收容者身分帳簿(1ファイル4回)		マニュアル処理	3号	行政相談に係る事務処理のため。	行政評価事務所	無		○	
被收容者身分帳簿(1ファイル65回)		マニュアル処理	3号	所有権放棄囑託回答、暴力団関係受刑者入所状況の把握のため、執行猶予の取消請求のため。	検察庁	無		○	
被收容者身分帳簿(1785ファイル29690回)		マニュアル処理	3号	被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため、加害者処遇状況等の通知のため、刑の執行終了等における検察官に対する通報のため、被收容者が死亡した場合における通報のため、仮釈放等の通知のため、子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため、警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため、性犯罪者出所者情報提供のため、争訟事件に係る事務手続のため、暴力団離脱に係る照会のため。	検察庁、警察署、警察庁	無		○	
被收容者身分帳簿(10ファイル622回)		マニュアル処理	3号	犯罪被害給付関係事項照会のため、運転免許証更新事務のため、特定失効者運転免許試験事務のため。	都道府県公安委員会	無		○	
被收容者身分帳簿(800ファイル11577回)		マニュアル処理	3号	刑の執行終了等における通報のため、国民健康保険等事務処理のため、親族不明の者に係る親族関係確認のため、收容事務に関する照会、税徴収に係る所在確認のため、養護老人ホームへの入所手続のため、住民基本台帳の住民移動の届出のための入所確認のため、退職金返納に係る收容状況確認のため、児童扶養手当支給の要件確認のため、介護保険料減免に係る調査のため、債権の管理のため、生活保護手続のため、選挙人名簿作成事務処理のため、居住地環境調査のため、保護者の所在確認、市営住宅明け渡し届け提出のための所在確認のため、結核感染の把握のため、残存廃棄物の撤去に係る本人の意向確認のための所在確認のため、県営土地改良事業(区画整理)に係る照会のため、県営住宅の管理に係る所在確認のため、児童の保護者の扶養状況把握のため。	都道府県、市町村、社会福祉事務所、児童相談所、社会保険事務所、保健所	無		○	
被收容者身分帳簿(44ファイル156回)		マニュアル処理	3号	国税滞納処分のため、税徴収に係る所在確認のため。	国税局、税務署、都道府県、市町村	無		○	
被收容者身分帳簿(11ファイル11回)		マニュアル処理	2号	仮釈放の事務のため。	地方更生保護委員会、保護観察所	無		○	
被收容者身分帳簿(446ファイル1632回)		マニュアル処理	2号	生活保護受給中の者の所在確認のため、児童扶養手当支給の要件確認のため、仮釈放に係る事務のため、出所者の所在確認のため。	地方更生保護委員会、保護観察所	無		○	
被收容者身分帳簿(4ファイル4回)		マニュアル処理	4号	民事訴訟法上必要なため。	裁判所	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿(17ファイル41回)	マニュアル処理	4号	国の債権に係る債務者照会、民事事件の手續進行上の所在確認のため、收容状況の確認のため、国の債権の管理・保全措置のため。	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿(25ファイル534回)	マニュアル処理	4号	收容状況確認のため、人権救済事務処理のため、被收容者が死亡した場合における通報のため、外国人の入所通報のため。	大使館、領事館	無		○
	被收容者身分帳簿(2ファイル2回)	マニュアル処理	4号	特別永住者の確認のため。	領事館	無		○
	被收容者身分帳簿(12ファイル35回)	マニュアル処理	2号	国籍取得手續上の所在確認のため、民事訴訟法上必要なため、人権侵害申立に係る事務処理のため、不服審査申立てのため。	法務局	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル3回)	マニュアル処理	4号	出所後の受け入れのため。	民間事業者	無		○
	被收容者身分帳簿(10ファイル44回)	マニュアル処理	3号	保険給付に係る求償事務のため、労働災害者補償に係る事務のため、雇用保険の失業給付金詐取に係る返還請求のため、労災認定に係る報告書作成のため。	労働局、労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿(20ファイル7895回)	マニュアル処理	1号	国民健康保険事務処理のため、国民年金保険事務処理のため、運転免許証更新手續のため、生活保護受給申請のため、口頭弁論期日不出頭事務処理のため、市県民税滞納利息免除申請のため、ビザ申請事務処理のため、医療費助成事務処理のため、出所後の治療に係る情報提供のため、満期保険金の請求事務処理のため、保育園入園事務処理のため、奨学金返納期限猶予申請のため、生活保護受給申請のため。	本人	無		○
	被收容者身分帳簿(5ファイル14回)	マニュアル処理	3号	感染症の予防及び感染症患者の状況及び追跡調査のため、措置診察の要否の検討のため。	保健所	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	3号	後期高齢者医療保険料減免に係る事務のため。	後期高齢者医療広域連合	無		○
	被收容者身分帳簿(8ファイル99回)	マニュアル処理	3号	債権管理事務のため、就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	被收容者身分帳簿(7ファイル35回)	マニュアル処理	4号	人権侵犯救済申立てに関する調査のため、不服審査申立ての調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿(1ファイル11回)	マニュアル処理	3号	收容状況確認のため。	都道府県選挙管理委員会	無		○
	被收容者身分帳簿(21ファイル1332回)	マニュアル処理	2号	收容状況確認のため。	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿(8ファイル39回)	マニュアル処理	4号	人権救済申立人の所在確認のため、人権侵害救済申立事件に関する調査のため。	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿(7ファイル84回)	マニュアル処理	4号	人権救済申立人の所在確認のため。	弁護士会	無		○
	鑑別結果通知書(1ファイル112回)	マニュアル処理	4号	心身の調査結果報告のため。	裁判所	無		○
	個別的処遇計画表(1ファイル3回)	マニュアル処理	3号	少年院在院者に対する就労支援実施のため。	公共職業安定所	無		○
	個別的処遇計画表(1ファイル2回)	マニュアル処理	3号	被虐待児童である少年院在院者の家族との調整のため。	児童相談所	無		○
	個別的処遇計画表(3ファイル380回)	マニュアル処理	2号	仮退院に係る事務のため。	地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
	個別的処遇計画表(3ファイル42回)	マニュアル処理	4号	仮退院に係る事務のため。	裁判所	無		○
	個別的処遇計画表(2ファイル2回)	マニュアル処理	4号	少年院在院者の帰宅施設調整のため。	民間事業者	無		○
	在院者人名簿(1ファイル17回)	マニュアル処理	3号	就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	在院者人名簿(1ファイル6回)	マニュアル処理	2号	被害者に対する加害者の処遇状況等の通知のため。	更生保護委員会	無		○
	少年簿(9ファイル33回)	マニュアル処理	3号	生活保護受給中者在所確認のため。	社会福祉事務所	無		○
	処遇調査原簿(2ファイル150回)	マニュアル処理	3号	就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	処遇調査原簿(1ファイル2回)	マニュアル処理	4号	人権侵犯救済申立てに関する調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	処遇調査原簿(1ファイル43回)	マニュアル処理	3号	仮釈放等の通知のため。	検察庁	無		○
診療録(4ファイル16回)	マニュアル処理	1号	病歴照会のため、出所後の治療に係る情報提供のため。	本人	無		○	
診察録(2ファイル11回)	マニュアル処理	4号	人権侵犯救済申立てに関する調査のため。	人権擁護委員会	無		○	
診療録(1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	人権救済申立人の所在確認のため。	弁護士会	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	診療録(2ファイル35回)	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立調査のため、不服申立審査のため。	弁護士会	無		○
	診療録(8ファイル52回)	マニュアル処理	3号	公害健康被害の障害認定見直しのため、精神障害者保健福祉手帳事務手続のため、病状照会のため、保険給付に係る事務のため。	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	診療録(1ファイル3回)	マニュアル処理	4号	生活保護の調整のため。	社会福祉協議会	無		○
	診療録(4ファイル5回)	マニュアル処理	3号	刑の執行停止申立に係る病状照会のため、刑の執行指揮に関する受刑の通告の照会のため。	検察庁	無		○
	診療録(5ファイル28回)	マニュアル処理	3号	感染症の予防及び感染症患者の健康診断のため、病状照会のため。	保健所	無		○
	診療録(5ファイル28回)	マニュアル処理	4号	保険給付事務に係る事務及び病歴照会のため、薬剤の副作用に関する調査のため。	民間事業者	無		○
	診療録(6ファイル18回)	マニュアル処理	4号	病状照会のため。	大使館、領事館	無		○
	診療録(2ファイル5回)	マニュアル処理	4号	個人の病歴照会、診療情報提供等のため、障害年金申請のため。	医療機関	無		○
	診療録(14ファイル398回)	マニュアル処理	4号	個人の病歴照会、診療情報提供等のため、障害年金申請のため。	医療機関	無		○
	診療録(2ファイル2回)	マニュアル処理	2号	民事訴訟法上必要なため、人権侵害申立に係る事務処理のため。	法務局	無		○
	診療録(1ファイル1回)	マニュアル処理	3号	労働者災害給付決定事務のため。	労働基準監督署	無		○
	診療録(1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	公判審理のための病状照会への回答のため。	裁判所	無		○
	診療録(6ファイル103回)	マニュアル処理	2号	退去強制手続のため、病状照会のため。	入国管理局	無		○
	診療録(2ファイル3回)	マニュアル処理	3号	行政相談に係る事務処理のため。	行政評価事務所	無		○
	診療録(1ファイル9回)	マニュアル処理	3号	国民年金、障害者基礎年金事務手続のため。	社会保険事務所	無		○
	入院者索引簿(2ファイル19回)	マニュアル処理	3号	国民健康保険事務処理のため、就労支援のため、児童扶養手当支給の要件確認のため。	市町村	無		○
	被收容者人名簿(3ファイル22回)	マニュアル処理	3号	児童等の保護者調査のため、收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料作成のため、乳児委託のため。	児童相談所	無		○
	被收容者人名簿(2ファイル7回)	マニュアル処理	3号	運転免許証更新事務のため。	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者人名簿(5ファイル5回)	マニュアル処理	3号	自動車損害賠償保障の事務処理のため、国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通省自動車交通局、運輸局	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立てに関する調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者人名簿(3ファイル6回)	マニュアル処理	4号	人権救済申立人の所在確認のため、人権侵害救済申立事件に関する調査のため、懲戒請求事件調査結果送達に係る在所確認のため、医療保険事務に必要なため。	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル2回)	マニュアル処理	3号	税徴収に係る所在調査のため。	国税局、都道府県、市町村	無		○
	被收容者人名簿(17ファイル102回)	マニュアル処理	3号	保険料徴収に係る在所確認のため、貸金業者の登録取消処分に係る在所確認のため、税徴収等に係る在所確認のため、保険給付に係る事務のため、登記手続事務のため、県税滞納整理のため、県営住宅の管理上のため、児童扶養手当事務処理のため、児童手当の事務処理のため、国民健康保険事務手続のため、生活保護事務に必要なため、生活保護受給中の者の所在確認のため、債権管理業務のため。	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル5回)	マニュアル処理	3号	再被害を防止する上での在所確認のため。	警察署	無		○
被收容者人名簿(1ファイル6回)	マニュアル処理	3号	出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため。	保健所	無		○	
被收容者人名簿(1ファイル2回)	マニュアル処理	3号	労働保険料の事務執行手続のため、債権の管理業務に係る在所確認のため、納入督促文書(督促状)を送付する在所確認のため。	労働局、労働基準監督署	無		○	
被收容者人名簿(4ファイル1回)	マニュアル処理	2号	強制退去手続のため。	入国管理局	無		○	
被收容者人名簿(5ファイル4回)	マニュアル処理	4号	債務処理のため、原因者負担請求者の在所事実確認のため。	民間事業者	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者人名簿(2ファイル5回)	マニュアル処理	4号	国の債権に関する債権者確認のため、損害賠償請求に係る在留確認のため、所在尋問の実施のため。	裁判所	無		○
	被收容者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	3号	生活保護の決定及び実施のため。	社会福祉事務所	無		○
	作業報奨金計算高基帳(1ファイル3回)	マニュアル処理	4号	国の債権に関する債権者確認のため。	裁判所	無		○
	領置金基帳(1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立調査のため。	弁護士会	無		○
	領置金基帳(1ファイル5回)	マニュアル処理	2号	民事訴訟上必要なため。	法務局	無		○
	領置品基帳(1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立てに関する調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	領置品基帳(1ファイル1回)	マニュアル処理	1号	帰国に際し、パスポートの任意提出先を確認するため。	本人	無		○
	領置金基帳(1ファイル7回)	マニュアル処理	4号	国の債権に関する債権者確認のため。	裁判所	無		○
	領置品基帳(1ファイル5回)	マニュアル処理	3号	国税滞納処分に係る金品等調査のため。	国税局	無		○
	日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	1号	適正な業務の運用に必須であるため。	内閣府、防衛省	無		○
			3号	「旅券番号」の提供。旅券発給業務について、旅券の二重発給を防止するため。	外務省	有		○
			3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
			4号	東日本大震災後の安否確認のため。	本人の家族、本人の親戚、本人の知人	無		○
	外国人出入国記録マスターファイル	電算処理	3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
			3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○
			3号	東日本大震災後の安否確認のため。	外務省、県	無		○
			4号	東日本大震災後の安否確認のため。	外国公館、本人の家族、本人の親戚、本人の知人	無		○
	外国人登録記録マスターファイル(1ファイル55回)	電算処理	3号	東日本大震災後の安否確認のため。	外務省、厚生労働省、県	無		○
			4号	東日本大震災後の安否確認のため。	外国公館	無		○
	回収原票記録ファイル	電算処理	2号	適正な帰化許可申請業務に必須であるため。	法務省民事局及び法務局・地方方法務局	無		○
			3号	適正な犯歴事務等に資するため。	検察庁	無		○
3号			外国人登録事務等に資するため。	市区町村	無		○	
外務省	在日外国報道関係者ファイル	電算処理	3号	取材対応に際し、外国人記者証保持者であることを確認するため。	警視庁	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	電算処理	3号	記者会見実施に際し、在京外国メディアと連絡をとる必要があるため。	内閣官房内閣広報官室	無		○
	在留届ファイル(3回)	電算処理	3号	債権回収のため。	独立行政法人住宅金融支援機構	無		○
	在留届ファイル	電算処理	3号	退職手当金請求訴訟に関し、国外居住者へ文書送達のため。	市町村	無		○
	旅券発給原簿	マニュアル処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスターファイル	電算処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	有		○
国税庁	個人課税台帳(67ファイル)	マニュアル処理	1号	本人同意による提供の依頼があったため。	年金事務所	無		○
	個人課税台帳(34ファイル)	マニュアル処理	1号	本人同意による提供の依頼があったため。	年金記録確認第三者委員会	無		○
厚生労働省	災害調査復命書	マニュアル処理	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るため。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	労働者死傷病報告	電算処理	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るため。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	無	○	
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	3号	リハビリテーション施設及び被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営の業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため。	独立行政法人労働者健康福祉機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	3号	特別弔慰金等の支給に係る業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため。	独立行政法人環境再生保全機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先から援護金の贈与を受けることができ、本人の利益になることが明らかのため。	財団法人藤田建設労務援護会	有		○
資源エネルギー庁	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	自家用電気工作物設置事業者に対する周知書類発送業務のため(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく業務)。	都道府県	無		○
国土交通省	船舶原簿	電算処理	3号	地方税法第389条第1項に基づく固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局	有		○
	航空身体検査ファイル	電算処理	3号	航空事故原因究明の補助のため。	運輸安全委員会	無	○	
	航空従事者ファイル	電算処理	3号	航空事故原因究明の補助のため。	運輸安全委員会	無	○	

【開示請求の状況(処分の状況)】

2-3① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	平成22年度司法書士試験午後の部36問、37問記述式答案用紙	H22.7.23	H22.8.23	H22.10.8	46	事務処理を失念していたため。
	保護観察処分を受けたことの有無と入所履歴と期間	H22.11.29	H22.12.28	H23.1.18	21	事務処理を失念していたため。
厚生労働省	診療費請求内訳書(レセプト)の開示案件	H22.3.2	H22.4.1	H22.4.19	18	開示請求されたレセプトに未保有月分があったため、開示請求者に一部不開示(不存在)となる旨連絡したところ、当該月分が届いてから開示してもらいたいとの意見が寄せられたため、再請求等の方法によらず、意向に応じた事務処理を行ってしまったため。

【開示請求の状況(処理の状況)】

2-3② (平成23年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	1616	開示請求を担当する職員が、課内で開示請求に係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、業務が多忙を極めている事に加え、担当部署において業務分担の見直し及び人事異動等があったため引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	H23.3.4	886	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
	在留資格変更許可申請に係る提出書類等の開示及び不開示とした処分を不服とするもの	H22.8.8	H23.1.21	166	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
	仮放免許可申請関係記録の開示及び不開示とした処分を不服とするもの	H22.9.12	H23.1.21	131	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
厚生労働省	解雇予告外認定除外申請にかかる文書	H19.8.13	H22.4.9	970	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定歯科大学から特定労働基準監督署に提出された本人に関する解雇予告除外認定申請に係る決裁文書	H20.2.5	H22.4.9	794	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	開示請求人が特定労働基準監督署に対し行った申告にかかる情報のうち、平成14年から現在までに保有する情報の一切。	H20.7.31	H22.4.27	635	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局・総務部・総務課で保有する、国家公務員法、「勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令」により作成された勤務評定記録書	H20.10.15	H22.6.1	594	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が、不支給決定した休業補償給付請求に係る調査復命書及び添付資料	H20.10.23	H23.3.25	883	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が調査を実施した安全衛生指導復命書	H21.1.28	H22.4.5	432	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	国民年金障害基礎年金の請求書の写	H21.4.30	H22.9.3	491	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	保有個人情報開示請求の決定処分	H21.6.4	H22.9.24	477	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が保有する情報すべて	H21.6.4	H22.9.27	480	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が保有する情報すべて	H21.6.4	H22.9.27	480	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	起案決裁書、請求文書及び国民年金記録照会申立依頼書等に対する請求者宛の回答書	H21.6.6	H23.3.16	648	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	申告処理台帳等	H21.6.17	H22.9.24	464	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長に請求した遺族補償年金支給申請に係る、実地調査復命書等	H21.7.27	H22.12.7	498	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が不支給決定した労働者災害補償保険、療養補償給付等、休業補償給付等の調査復命書等	H21.8.4	H22.7.12	342	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求を不支給とした経過が分かる調査関係類(調査復命書)	H21.8.10	H22.4.27	260	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	診療報酬明細書の写し	H21.8.10	H22.7.16	340	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書について、特定労働基準監督署長が不支給決定した理由の分かる書類に記載されている特定の個人情報	H21.8.13	H22.9.6	389	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定法人について特定労働基準監督署へ申告したことによって作成された申告処理台帳	H21.8.27	H22.10.19	418	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署、労働基準監督官が、発行した是正勧告書(控)	H21.9.11	H23.3.28	563	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	療養補償給付関係の実地調査復命書	H22.10.14	H21.9.24	385	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局内で申請人本人がビデオ撮影をしたビデオ	H21.9.30	H22.6.11	254	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	訴訟関係文書で、裁判所に提出されていない部内で作成された文書	H21.10.9	H22.9.8	334	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	請求人の労災保険請求にかかる請求書の受理・不受理に関すること等を示す部内作成文書	H21.10.9	H23.3.29	536	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	労災保険給付請求に関して、請求人から請求を受理していないこと等についての調査記録一式	H21.10.9	H23.3.29	536	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	開示請求者本人の申立により、特定労働基準監督署、労働基準監督官が、発行した是正勧告書(控)	H21.10.13	H23.3.28	531	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が不支給決定をした療養の調査復命書と添付書類	H21.10.21	H22.5.18	209	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労基署から特定事業所に問い合わせた有機溶剤中毒に関する事の実地調査について	H21.11.10	H22.12.7	392	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に請求した休業補償給付に関して特定大学病院から提出のあった意見書	H21.11.12	H22.5.18	187	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が作成した文書	H21.11.19	H22.7.6	229	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が決定した労災保険不支給決定通知にかかる調査結果復命書等	H21.11.20	H22.6.30	222	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労基署が請求人に対して行った障害認定の実地復命書	H21.11.27	H22.5.18	172	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定公共職業安定所が保有する雇用保険の資格喪失に関する処理経過等	H21.11.30	H22.8.31	274	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が請求人の労災申請に対し行った、不支給決定に係る調査復命書等	H21.11.30	H22.9.27	301	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	国民年金記録認に係る調査した申立内容及びこれまで収集した関連資料等	H21.12.7	H22.7.21	226	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署で調査した請求人の休業補償に関する調査書類	H21.12.10	H23.3.18	463	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働基準監督署で調査した請求人の調査書類	H21.12.10	H23.3.18	463	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署で調査した請求人の調査書類	H21.12.10	H23.3.22	467	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	請求人が被災した労働災害事故に関する是正報告書等是正に関する資料	H21.12.11	H22.10.13	306	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	請求人が被災した労働災害事故に関する災害発生原因調査関係書類	H21.12.11	H22.10.13	306	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署で受理された請求人にかかる申告処理台帳等	H21.12.15	H22.11.12	332	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局内で撮影したビデオ	H21.12.16	H22.7.1	197	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延した。
	開示請求者の残業代に関する報告書やその請求の根拠等及び相談・対応した時の全記録等	H21.12.16	H22.9.24	282	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	請求人の労災保険請求に関して、請求及び処分の中身、関係条文、時効についての記載がある部内で作成された文書	H21.12.17	H22.9.1	258	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	請求人に係る保険給付記録票原本	H21.12.17	H23.3.29	467	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が決定した、遺族補償給付、葬祭料及び療養補償給付に係る遺族請求に関し、請求人が提出した労災請求書の写および監督署が調査、収集した資料	H22.1.4	H22.10.18	287	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	労災事故に関わる監督復命書(特定基準監督署作成)	H22.1.7	H22.9.27	263	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延した。
	労災事故に関わる安全衛生指導復命書(特定労働基準監督署作成)	H22.1.7	H22.10.19	285	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定ハローワークに提出された離職票と補正願、同補正願の撤回届一式	H22.1.12	H22.6.25	164	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書に対して、交付先社長より提出された文書	H22.1.13	H23.3.28	439	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が実施した災害調査に関連する補足調査の資料のうち、現場で使用していた足場板のメーカー及び素材に関する資料	H22.1.25	H22.10.4	252	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	平成21年5月25日に発生した通勤災害で特定労働基準監督署に請求した療養・休業給付に関する第三者行為災害調査復命書とその添付書類	H22.1.20	H22.9.17	240	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が労働保険給付支給申請に関し、業務上として認定決定した際作成した実地調査復命書等	H22.1.28	H22.11.12	288	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	療養補償給付不支給処分取消審査請求事件決定書の審査資料のうち、就業規則写し及び時間外労働休日労働に関する協定書写し	H22.1.29	H22.10.27	271	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	遺族補償給付支給請求葬祭料支給請求に対し、特定労働基準監督署長がなした支給決定に係る調査復命書等	H22.2.5	H23.1.20	349	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	労災保険審査会の再審査請求事件に関する、審査会と特定労働基準局長との間の関係文書	H22.2.12	H23.3.29	410	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	労災保険不支給処分取消審査請求事件について、時効に関すること等の記載があるもの	H22.2.12	H23.3.29	410	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	休業補償給付請求についての業務上外の調査に関する記載があるもの	H22.2.12	H23.3.29	410	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	労災請求についての調査結果復命書等	H22.2.12	H23.3.29	410	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働者災害補償保険審査官の決定書、審査資料関係	H22.2.15	H22.9.27	224	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	審査請求事件について、特定労働基準監督署から審査官に提出された労災補償給付請求書及び不支給決定伺書等	H22.3.1	H23.3.29	393	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	控訴事件において、国等から提出された釈明書の中に記載のある復命書綴	H22.3.1	H23.3.29	393	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署から支給決定を受けた療養・休業補償給付に係る、調査結果復命書一式	H22.3.17	H22.9.17	184	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定故人が特定労働基準監督署に療養補償給付又は休業補償給付請求の申請をし、その調査のために特定故人が特定労働基準監督署長に提出した、特定事業場が証明した「作業従事歴の記載された証明」	H22.3.19	H22.10.18	213	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定株式会社に関して、特定労働局企画課に相談したことを記録している相談表等	H22.3.17	H22.9.27	194	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働局需給調整事業部が、特定事業場A及びBに対して行った検査・調査(事情聴取を含む)・指導・助言・勧告・命令等に関して作成した報告書・復命書・是正勧告書(控)・指導票(控)・指導監督記録	H22.3.23	H22.7.23	122	不服申立てを担当する職員(2名程度)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	不支給決定にかかる調査結果復命書及び添付書類	H22.3.29	H22.11.1	217	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に対して申告した件にかかる申告処理台帳及び監督復命書等	H22.4.2	H22.11.12	224	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	労災、サービス残業等について、特定労働基準監督署に相談した内容及び協議等した内容が記載されている書類	H22.4.2	H23.2.8	312	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	業務災害の発生原因に関して特定労働基準監督署が調査した復命書	H22.4.3	H22.12.1	242	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	審査請求人が厚生労働大臣あて提出した文書。及び特定大学教授の鑑定書関係の決裁文書と経緯が分かる全部の文書等	H22.4.28	H22.7.30	93	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	休業補償支給請求に関する調査復命書および関係書類	H22.5.6	H23.2.3	273	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	請求人が、取下げ請求したとする根拠を示す証拠、及び、取下げ請求に係る手続き方法・決裁等	H22.5.19	H22.12.10	205	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	業務災害に係る療養・休業補償給付について特定労働基準監督署から不支給決定通知を受けたことに関する調査復命書等	H22.5.25	H23.3.31	310	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定事業所との解雇の問題に関する、申告処理台帳等	H22.6.2	H22.11.12	163	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	特定労働基準監督署長が行った休業補償給付の不支給決定にかかる調査結果復命書等	H22.6.4	H23.2.3	244	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署において、聴取した請求人の聴取書等	H22.6.22	H23.3.22	273	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局特定課長補佐の守秘義務違反に対する処分についての文書	H22.7.6	H22.12.21	168	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が決定した労災認定決定に関する書類	H22.7.20	H23.2.25	220	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定鍼灸接骨院において実施された賃金不払いに関する調査書類	H22.7.26	H23.3.30	247	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が発行した是正勧告書	H22.7.30	H23.3.30	243	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書に対して、勧告書交付先より交付元監督署宛に提出された報告書(平成16年)	H22.7.30	H23.3.30	243	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書に対して、勧告書交付先より交付元監督署宛に提出された報告書(平成17年)	H22.7.30	H23.3.31	244	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が提出した是正指示文書	H22.7.30	H23.3.31	244	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	労働者災害補償保険法に基づく療養・休業請求及び同障害に係る障害給付請求に対するそれぞれの不支給決定に至る経緯及び理由が分かる、調査結果復命書等	H22.8.3	H23.3.4	213	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局需給調整事業室に、職業安定法44条違反の申告をした件に関する書類	H22.8.12	H22.11.30	110	不服申立てを担当する職員(2名程度)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に申告した申告処理台帳等	H22.8.12	H22.12.1	111	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に、労働基準法6条違反などの申告をした件に関する書類	H22.8.12	H22.12.7	117	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	処理票	H22.8.12	H23.2.14	186	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署管内の特定事業場の調査の経緯、結果等	H22.8.23	H23.2.8	169	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に労働時間、賃金等に関して申告をした件に関する書類(平成21年度)	H22.8.23	H23.3.4	193	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に労働時間、賃金等に関して申告をした件に関する書類(平成22年4月から5月の間)	H22.8.23	H23.3.15	204	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署から不支給決定の通知を受けた、業務災害補償給付に係る調査結果復命書	H22.8.31	H23.3.31	212	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	国民年金資格取得日について、訂正した処理に関する文書一式	H22.9.6	H22.12.21	106	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	本件労災申請から給付決定に至るまでの保有個人情報。特定労働局労災保険協議会の会議内容、減額及び不支給決定した経緯を含む保有個人情報	H22.9.6	H23.3.31	206	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定市役所に係る被保険者記録に関する文書	H22.9.7	H22.12.21	105	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定基礎年金番号にかかる厚生年金保険被保険者原票	H22.9.7	H22.12.21	105	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事実処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
労基法違反申告処理台帳一式及びその調査結果等の文書一式	H22.9.16	H23.2.8	145	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	申告処理台帳とその添付書類及び調査資料	H22.9.28	H23.1.25	119	不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立てが著しく集中(年間60件以上)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が行った、療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書等	H22.10.1	H23.3.16	166	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が作成した第三者行為災害調査復命書等	H22.10.21	H23.3.4	134	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署から不支給決定を受けた療養補償請求に係る調査結果復命書等	H22.10.25	H23.3.4	130	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	記録票等	H22.10.27	H23.3.10	134	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	労働保険不支給決定に関する資料	H22.11.10	H23.3.31	141	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	個別労働紛争の解決の促進に関する法律に基づく、あっせんにおける双方のやりとりの記録	H22.12.10	H23.3.15	95	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	受給資格決定聴取内容記録書、離職理由に関する聴取書等	H22.12.28	H23.3.29	91	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3④ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	難民認定申請関係書類の一部を不開示とした処分を不服とするもの	H21.10.6	541	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
	退去強制手続の供述調書等を不開示とした処分を不服とするもの	H22.3.16	380	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
	難民認定申請関係書類の一部を不開示とした処分を不服とするもの	H22.3.28	368	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
厚生労働省	收受文書台帳にある文書番号第79号の文書等	H22.6.18	287	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	文書番号第79号の文書を破棄したことを明らかにするもの等	H22.7.20	255	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	保険給付記録票(原本)が編綴されていた綴一式等	H22.8.9	235	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	審査官決定書の審査資料一式	H22.8.9	235	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	「⑤関係資料(写)」を複写した元原紙が編綴されている文書綴一式	H22.12.3	119	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	労災保険給付に係る審査請求の全審査資料等	H22.8.5	239	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
	休業補償給付請求書、療養の費用請求書とその添付資料及び特定労働基準監督署長が不支給決定を行うに当たって作成された「保険給付調査復命書」等	H22.5.12	324	不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立てが著しく集中(年間約100件)し、事務処理が遅延したため。
国土交通省	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H22.8.4	239	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.7.16	258	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H22.5.7	328	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.4.16	349	不服申立関係業務は一人で行っており、さらに業務が多忙を極めているだけでなく、これまでになされた10件以上の不服申立について内容の異なる複数の不服申立等がなされているため、内容や経緯、事実関係について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.3.26	370	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.2.8	416	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.2.8	416	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.2.8	416	不服申立関係業務は一人で行っており、さらに業務が多忙を極めているだけでなく、これまでになされた10件以上の不服申立について内容の異なる複数の不服申立等がなされているため、内容や経緯、事実関係について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H21.11.13	503	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H21.11.13	503	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3④ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.11.13	503	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した苦情・相談に関する書類の不開示決定	H21.11.4	512	当該一連の文書不存在に対する不服案件が約10件なされたが、一連の申請による当該対象文書が約110文書あり、確認に時間を要しているため。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.10.27	520	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H21.10.9	538	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した苦情・相談に関する書類の不開示決定	H21.9.18	559	当該一連の文書不存在に対する不服案件が約10件なされたが、一連の申請による当該対象文書が約110文書あり、確認に時間を要しているため。
	建築指導に関する書類の部分開示決定	H19.3.5	1487	当該案件に係る不服申立担当者(1名)が、課内で不服申立てに係る事務処理以外で複数の業務を担当していることから、業務が多忙を極めていることに加え、担当部署における人事異動等により引継や各種調整が必要となり、当該案件の業務処理に時間を要していたが、平成23年8月に諮問を行った。
	建築指導に関する書類の部分開示決定	H19.1.26	1525	当該案件に係る不服申立担当者(1名)が、課内で不服申立てに係る事務処理以外で複数の業務を担当していることから、業務が多忙を極めていることに加え、担当部署における人事異動等により引継や各種調整が必要となり、当該案件の業務処理に時間を要していたが、平成23年8月に諮問を行った。
	請求人に係る書類に関する不開示決定	H18.3.20	1837	不服申立てを担当する職員が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、業務が多忙を極めている事に加え、担当部署において業務分担の見直し及び人事異動等があったため引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人の土地に関する書類の開示決定	H18.2.28	1857	不服申立てを担当する部署の決定にあたって、調整が滞るとともに、人事異動等による引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
請求人の土地に係る書類等の利用目的に関する情報の不開示決定	H18.2.20	1865	不服申立てを担当する部署の決定にあたって、調整が滞るとともに、人事異動等による引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3⑤ 平成22年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	仮放免許可申請関係記録を一部不開示とした処分を不服とするもの	H22.1.25	H22.5.28	123	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったもの。
厚生労働省	特定歯科医院に対して実施された指導、監査に関する書類等	H22.9.13	H22.12.1	79	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	感染症・予防接種分科会の議事録のうち、特定個人について審議された部分等	H22.2.23	H22.5.25	91	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
国土交通省	請求人が提出した要望書に関する書類の開示決定	H22.6.2	H22.12.20	201	当該案件に係る不服申立担当者(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で複数の業務を兼務しており、著しく多忙であったことから、答申を踏まえた決定書の作成に時間を要したため。
	請求人が提出した要望書に関する書類の開示決定	H22.6.2	H22.12.20	201	当該案件に係る不服申立担当者(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で複数の業務を兼務しており、著しく多忙であったことから、答申を踏まえた決定書の作成に時間を要したため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3⑥ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	仮放免許可申請の際に作成された仮放免関係決裁書を不訂正とした処分を不服とするもの	H22.8.8	H23.1.21	166	不服申立て事務担当職員は2名配置されているものの、当該職員は、同事務の他に保有個人情報及び行政文書開示請求関連事務、情報セキュリティ関連事務及び統計関連事務を兼務しており、特に開示決定期限が定められている開示請求事務については、その処理件数が平成22年度には4,000件を超えており、これら業務に多忙を極め、不服申立て案件の諮問が遅延してしまったため。
厚生労働省	特定労働局職員の守秘義務違反に対する処分に関する文書	H22.7.6	H22.12.21	168	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	別添「訂正請求事項確認票」に記載された本人に関する年金個人情報	H22.7.12	H23.1.13	185	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定総務部長からの文書	H22.6.25	H23.1.25	214	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
国土交通省	請求人に関する政府の保障事業に係る書類の不訂正決定	H22.9.21	H23.1.19	120	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で複数の業務を兼務していることから著しく業務繁忙となり、また、請求人に対して請求内容の補正命令を出してから約1ヶ月後に補正文書の提出があったことなど、内容の調整等に時間を要することになったため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3⑦ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	請求人の開示実施に係る文書の不訂正決定について	H22.6.22	282	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

【利用停止請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3⑧ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	H22.2.17	H22.7.13	146	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	労災病院の医師回答の破棄、社会保険審査会からの取り下げ	H21.6.10	H23.2.9	609	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。

【訴訟の状況】
2-3⑨ 訴訟の状況

<第1審>

1. 平成22年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	行政庁
法務省	H22.9.10	仙台地裁	仙台法務局長
	H22.6.4	大阪地裁	大阪矯正管区長
財務省	H23.1.4	東京地裁	財務大臣
国税庁	H22.4.19	東京地裁	館林税務署長
	H22.11.8	東京地裁	国税庁長官・館林税務署長
厚生労働省	H22.9.3 H22.10.28	東京地裁	東京労働局長
	H22.9.30	東京地裁	東京労働局長
	H22.9.30 H22.10.12	東京地裁	東京労働局長

2. 平成22年度中に言い渡された判決

機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
金融庁	福岡地裁	金融庁長官	H22.12.2	<信用組合福岡商銀保有個人情報不開示決定異議申立て棄却決定取消訴訟> 特定案件について福岡財務支局から金融庁宛に送付されたとする文書について、不存在につき不開示決定を行った決定にかかる異議申立てに対する棄却決定の取消しを訴えるもの。	棄却	
総務省	横浜地裁	神奈川県行政評価事務所長	H22.6.30	<録音テープ等開示請求事件> 年金記録確認神奈川県地方第三者委員会における口頭意見陳述の録音テープ等の開示請求について、文書不存在を理由として不開示とした決定に対して、決定から6か月を過ぎて処分の取消しを求めたもの (行政事件訴訟法の出訴期間を超過した後に提訴されたもの)	却下	
法務省	長野地裁	長野地方裁判所長	H22.8.20	<保有個人情報不訂正決定取消等請求事件> 筆界特定書及び筆界特定意見書図面について、法第27条第1項の規定する訂正請求の対象とならないこと等から不訂正とした決定の取消し等を求めたもの。	棄却 却下	平成22年8月23日原告控訴
国税庁	東京地裁	国税庁長官	H22.7.1	<裁判取消請求事件> 原告が、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に対し、同審査会設置法第10条に基づき、口頭意見陳述の機会を与えるよう申し立てたにもかかわらず、その機会を与えられなかったことは違法であり、違法な審査手続に基づく答申を踏まえてされた国税庁長官の裁決も違法なものであるとして、国税庁長官のした裁決の取消しを求めたもの。	棄却	
	東京地裁	東村山税務署長・所沢税務署長	H22.7.1	<訴えの追加的変更申立請求事件> ・原告は、東村山税務署長及び所沢税務署長に対し、非課税貯蓄申告書等の保有個人情報の開示を請求した。 ・東村山税務署長は、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして不開示決定処分を行い、所沢税務署長は、開示請求に係る一部の保有個人情報については全部開示決定処分を行い、その余の部分については不開示決定処分を行った。 ・原告は、平成22年2月19日、行政事件訴訟法19条に基づき、上記処分の取消しを求める訴えを併合して申し立てたもの。	却下 棄却	
	東京地裁	館林税務署長	H22.11.5	<行政文書不開示決定取消等請求事件> ・原告は、平成19年5月3日に死亡した被相続人の相続税申告書等について、個人情報保護法及び情報公開法に基づく開示請求を行った。 ・処分庁は、これらの開示請求に対し、いずれも不開示決定処分を行った(平成21年9月11日付及び平成21年11月26日付)。 ・原告は、この不開示決定処分の取消しを求めるとともに国家賠償を求めて本訴を提起した(平成21年12月22日付、平成22年4月19日付(訴え変更申立て))。	却下	平成22年11月20日原告控訴
	東京地裁	国税庁長官・館林税務署長	H23.3.24	<開示拒否処分取消請求事件> ・原告は、原告に係る不動産等の譲受けの対価の支払調書について開示請求を行った。 ・処分庁は、開示請求に対し、支払調書は、税務調査対象者の選定に活用されるものであることから、その者の支払調書を保有しているか否かを答えることは、適正な税務調査の実施等が妨げられるとして、不開示(存否応答拒否)とする処分を行った。 ・原告は、この処分の取消しと当該支払調書の開示を求めて本訴を提起したものの。	却下 棄却	
厚生労働省	札幌地裁	北海道労働局長	H22.7.26	<保有個人情報不開示決定処分取消等請求控訴事件> ・原告は、原告に係る障害等級の認定に係る補償給付実地調査復命書について個人情報保護法に基づく開示請求を行った。 ・処分庁は、開示請求者に対し、開示決定を行うとともに一部について個人情報保護法14条2号、3号及び7号柱書きに該当することから不開示決定処分を行った。 ・原告は、この不開示決定処分の取消しを求めたもの。	棄却 認容 却下	平成22年7月29日原告控訴

○ 平成22年度中に取り下げられた事件

機関名	裁判所	行政庁	取下げ年月日
法務省	大阪地裁	大阪矯正管区局長	H22.10.18

<控訴審>

○ 平成22年度中に言い渡された判決

機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国税庁	東京高裁	保土ヶ谷税務署長	H22.8.25	<p><存否応答拒否処分取消請求控訴事件></p> <p>・原告は、平成18年10月30日、処分庁に対し、①平成2年7月10日に死亡した亡母に係る相続税申告書(相続人:原告ほか2名)及び②同相続税修正申告書の開示請求を行った。</p> <p>・処分庁は、本件各文書について、仮に提出されていたとしても、法定申告期限に基づき、平成2事務年度に区分される行政文書であり、保存期間10年(保存期間満了日:平成13年6月30日)を経過した平成14年4月に、原処分庁において廃棄されたと認められ、本件開示請求の時点においては、請求に係る保有個人情報を所持していないとして、不開示決定を行った。</p> <p>・原告は、①国が提出した証拠では、本件各文書の保存期間が10年であることの根拠とならない、②開示請求の際の相談等の際の担当職員の発言には本件各文書の存在を推認させるものがあった、③本件各文書を保有していないことの立証責任は国にある、などと主張し、本件処分を不服として訴訟提起したが、原審(横浜地裁)は、原告の請求をいずれも棄却したため、原告が控訴したものの。</p>	棄却	平成22年9月7日原告上訴
厚生労働省	札幌高裁	北海道労働局長	H23. 3.10	<p><保有個人情報不開示決定処分取消等請求控訴事件></p> <p>・原告は、原告に係る障害等級の認定に係る補償給付実地調査復命書について個人情報保護法に基づく開示請求を行った。</p> <p>・処分庁は、開示請求者に対し、開示決定を行うとともに一部について個人情報保護法14条2号、3号及び7号柱書きに該当することから不開示決定処分を行った。</p> <p>・原告は、この不開示決定処分の取消しを求めたもの。</p>	棄却	平成23年3月11日原告上訴
	福岡高裁	熊本労働局長	H22.11.11	<p><不作為の違法確認請求事件></p> <p>保有個人情報(離職票)の訂正をしない旨の処分の取り消しをもとめるもの。</p>	棄却	
国土交通省	東京高裁	関東運輸局長	H22.6.30	<p><不詳控訴事件></p> <p>原審地裁判決を不服として控訴したものの。</p> <p>特定された小型二輪自動車の新規検査に係る申請書類に記載された情報のうち、開示請求者以外の特定の個人情報及び法人の印影を不開示とした処分に対し取消を求めたもの。</p>	棄却	平成22年7月12日原告上訴

<上告審>

○ 平成22年度中に言い渡された判決

機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国税庁	最高裁	保土ヶ谷税務署長	H23.3.10	<p><存否応答拒否処分取消請求上告事件></p> <p>・上告人は、平成18年10月30日、処分庁に対し、①平成2年7月10日に死亡した亡母に係る相続税申告書(相続人:原告ほか2名)及び②同相続税修正申告書の開示請求を行った。</p> <p>・処分庁は、本件各文書について、仮に提出されていたとしても、法定申告期限に基づき、平成2事務年度に区分される行政文書であり、保存期間10年(保存期間満了日:平成13年6月30日)を経過した平成14年4月に、原処分庁において廃棄されたと認められ、本件開示請求の時点においては、請求に係る保有個人情報を所持していないとして、不開示決定を行った。</p> <p>・上告人は、一審、上審において、①国が提出した証拠では、本件各文書の保存期間が10年であることの根拠とならない、②開示請求の際の相談等の際の担当職員の発言には本件各文書の存在を推認させるものがあった、③本件各文書を保有していないことの立証責任は国にある、などと主張したが、上告人の請求をいずれも棄却したため、上告したものの。</p> <p>・最高裁判所は、民訴法第12条1項又は2項所定の上告理由に当たらないとして、棄却した。</p>	棄却	
国土交通省	最高裁	関東運輸局長	H22.11.9	<p><不詳請求上告事件></p> <p>原審高裁判決を不服として上訴したものの。</p> <p>特定された小型二輪自動車の新規検査に係る申請書類に記載された情報のうち、開示請求者以外の特定の個人情報及び法人の印影を不開示とした処分に対し取消を求めたもの。</p>	却下	

【漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟の状況】
2-3⑩ 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟の状況

<第1審>

○ 平成22年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所
法務省	H22.4.24	京都簡裁